議　　事　　録

第２回多久市農業委員会定例会

１　日　時　令和８年　８月　４日（火）　　１５：５７～１６：４５

２　場　所　第三委員会室

３　出席委員

１番	野方 信良	２番	瀬戸口 直喜
３番	田中 浩吉	４番	永渕 晴彦
５番	森永 宗治	６番	梶原 久美子
７番	小池 治代	８番	山田 俊哉
９番	野口 英雄	１０番	曲渕 啓子
１１番	釘崎 正弘	１２番	田中 英行

４　欠席委員

５　議事

・第３号議案　農地法第５条による許可申請について
・第４号議案　多久市農用地利用集積等促進計画（案）について
・第５号議案　共有者不明農地の利用権設定に係る意見等について

６　事務局

局　長　松本 徳一郎
次　長　藤瀬 英樹
主　任　木村 祐子
主　事　溝口 亮太

（議長）　永渕会長

議事録署名委員の指名
３番　田中浩委員、５番　森永委員を指名

議事開始

第３号議案、農地法第５条による許可申請について事務局から議案の説明
（局長　朗読と説明）
（地区担当委員　補足説明）

（議長）
委員の皆様から、何か質問はありませんか。

（委員）申請地の周囲について
申請地は現況が不耕作の畑となっているが、隣の農地は耕作されているのか

（事務局）
南隣の農地に関しては耕作されている。北側の農地に関しては不耕作農地となっている。

（議長）
補足で説明すると、北側の農地に関しては農地利用状況調査で遊休農地として確認している農地。

（委員）
申請地南側にある三叉路部分の土地は少し高さがあるところで間違いないか

（事務局）
その認識で間違いない

（議長）
第３号議案　農地法第５条による許可申請について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

全員賛成　本委員会で許可相当の意見を付して、県に進達することに決定

第４号議案 多久市農用地利用集積等促進計画（案）について、事務局から説明
（局長　朗読と説明）

（議長）
それでは委員の皆様から、ご質問ありませんか。

（委員）申請番号１番について
この農地は樹園地だが、ミカンの樹は植え替えてあるのか

（事務局）
その内容については把握していない

（委員）申請番号１・２番について
同一人物であるはずの受け手の経営面積が異なっているが、何か理由があるのか

（事務局）
作成時のミス、申請番号１番の方が正しい数値

（委員）申請番号３番について
出し手と受け手の関係性は親戚という認識でいいのか

（事務局）
親子、息子さんが新規就農のため使用貸借で契約を行っている

（議長）
第４号議案について、賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

全員賛成　原案のとおり決定

第５号議案 共有者不明農地の利用権設定に係る意見等について、意見照会
事務局から説明（局長　朗読と説明）

（議長）
それでは委員の皆様から、ご質問ありませんか。

（委員）
相続人多数で登記出来ない農地の賃貸借であることは分かるが、相続人の一人というだけで勝手に契約を結ぶのは適切とはいい難い。納税人になってるなど代表者に足る証明等はあるのか

（事務局）
申請番号１番の出し手については、納税者であることを確認している。

（事務局）
この議案は通常の利用権設定とは別物で、相続権者の多数が不明で、過半の同意が取れないため、分かるものを代表者と位置づけ、公示など一定の手続きを経たうえで契約を行うという流れ

（委員）申請番号１番について
以前にも契約があって耕作されていた。契約が切れたので、再度契約をしているという認識で間違いないか

（事務局）
その認識で間違っていない

（委員）
以前も今回の契約年数と同年数の契約だったのか

（事務局）
以前の分は確認しないと分からない

（委員）
類似の事例で、相続者がいない農地が多々ある　これはどのようにするといいのか

（事務局）
その事例に関しては、相続者不明農地として別の手続きを踏むことになる

（委員）
所有者が死亡した場合は、相続人との契約になるとのことだったが、契約を行うことのできる期限年数などあるのか

（事務局）
契約を行うことについてはそのような期限は設けていない
しかし民法上は所有者の死亡を知った日から３年以内に相続を行う必要がある。

（議長）
第５号議案について、原案に対し異議なしの方は挙手をお願いします。

全員賛成　本委員会で異議なしを付して、市に回答することに決定

以上で、議事は終わりました。

報告事項
・農地の賃貸借契約解約届について
・農地法第３条の３第１項の規定による届出書について

次回定例会について
令和　８年　９月　２日（水）９：００～　第三委員会室